

令和2年9月1日

会 員 各 位

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

令和2年度 第1回県下統一研修会テキストの訂正について

「令和2年度 第1回県下統一研修会テキスト」の第4課目「民法改正における特約の書き方」において誤りがありましたので、下記の通り訂正させていただきます。

【訂正箇所】

テキスト 71 ページ 「(2)消費者契約の特約」

誤	正
ただし、売主（事業者）が、追完義務又は代金減額義務を負う場合には、損害賠償義務を <u>課すこと</u> も可能です（8条2項1号）。	ただし、売主（事業者）が、追完義務又は代金減額義務を負う場合には、損害賠償義務を <u>免除すること</u> も可能です（8条2項1号）。